会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~7 [略]	1~7 [略]
	(前金払の特例)
	8 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイル
	ス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国か
	ら世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが
	新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)のま
	<u>ん延を防止するため、知事又は岩手県新型コロナウイルス感</u>
	染症対策本部長から営業時間の変更その他必要な措置を講ず
	るよう要請を受けた者で、知事が別に定めるものに対し支払
	う経費については、当分の間、第54条の規定にかかわらず、
	政令第163条第8号の規定に基づき前金払のできる経費とす
	<u> 5.</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。